

高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する内規

制 定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、「高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する規程」第10条第3項に基づき、公的研究費の不正に係る通報・告発があった場合の措置について定める。

(通報者の保護)

第2条 最高管理責任者は、通報者が特定されないよう、また、通報内容および調査内容が関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持の徹底を関係部署に指示しなければならない。

2 通報・告発に係った職員は、その立場において知り得た事項および通報者に関連する情報を、第4条に定める目的以外に、一切漏らしてはならない。

3 前項の規定は、在職中および退職後も同様とする。

(報告と調査)

第3条 通報・告発窓口は、通報・告発があった内容について速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

2 統括管理責任者は、報告を受けた情報を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者と共に報告を受けた情報の内容の合理性を確認し、調査の可否を決定する。

4 最高管理責任者は、前項により調査を必要とすると判断したときは調査対象者に調査対象制度の研究費の使用中止を命じる。

(調査委員会)

第4条 最高管理責任者は、前条により調査を行うことを決定したときには、本学に属さず、かつ、告発者および非告発者との利害関係を有しない第三者を含む調査委員会を設置する。

2 調査委員会は内部調査を内部監査室に依頼するとともに、内部監査室の調査にもとづき、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度ならびに不正使用の相当額等について認定する。

(公的研究費配分機関への報告と調査への協力)

第5条 最高管理責任者は、告発を受け付けたときから30日以内に当該公的研究費の配分機関に告発内容および調査の可否等を報告し、調査を行うときは調査方針、調査対象および方法等について配分機関と協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発を受け付けたときから210日以内に当該公的研究費の配分機関に調査結果、不正発生要因、公的研究費等の管理・監査体制の状況および再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。ただし、調査が完了していない場合は中間報告書を提出するものとする。

3 最高管理責任者は、調査期間中に不正の事実が一部でも確認された場合は、速やか

に当該公的研究費の配分機関にその旨を報告しなければならない。

4 当該公的研究費の配分機関から調査の進捗状況および中間報告を求められたときは、最高管理責任者は、その要求に応じなければならない。

5 当該公的研究費の配分機関から当該事案に係る資料の提出および現地調査を求められたときは、最高管理責任者は、調査に支障がない場合はその要求に応じなければならない。

(懲戒の対象)

第6条 調査委員会において悪質と認められる研究費の不正な執行があった場合は、学校法人高野山学園就業規則第32条第5号に該当するものとする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃に関する事務は、総務課が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。